



2022年8月25日

各位

会社名 コーア商事ホールディングス株式会社
(コード番号 9273 東証プライム)
代表者 代表取締役社長 首藤 利幸
問合せ先 執行役員総務部長 豊田 裕紀
(TEL. 045-594-9820)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年9月27日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 和暦表記による変更履歴の記載(現行定款附則)を削除し、見やすい定款とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月27日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年9月27日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第44条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p><u>1.平成26年11月27日作成</u> <u>2.平成27年1月30日変更</u> <u>3.平成27年7月1日変更</u> <u>4.平成27年9月28日変更</u> <u>5.平成28年9月16日変更</u> <u>6.平成29年9月27日変更</u> <u>7.平成30年1月22日変更</u> <u>8.平成30年11月6日変更</u> <u>9.令和2年11月6日変更</u> <u>10.令和3年5月1日変更 (6条発行可能株式総数変更)</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>